

事務連絡  
令和元年10月30日

公益社団法人青森県トラック協会長 殿

東北運輸局青森運輸支局  
輸送・監査部門 首席運輸企画専門官

「「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」の一部改正等について

日頃より国土交通行政に対しご理解をいただき、感謝申し上げます。

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、「「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」が別添のとおり一部改正されましたのでお知らせいたします。

また、今般の法改正に伴い、令和元年11月1日から、事業用自動車の増車や事業規模の拡大となる変更を行う場合については、一定の項目に関して宣誓書の添付が必要となりますので、周知文書とともに様式例を送付いたします。

つきましては、貴協会傘下会員に周知方よろしくお願ひいたします。

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請  
事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」の細部  
取扱について

東自貨第242号  
令和元年10月10日

東北運輸局自動車交通部長

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案  
及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」  
(平成29年9月1日付け公示第39号)

**1 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものを除く。)の許可**

(1) 営業所

①について

ア、自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が二年以上及び物件表示（位置、面積）のある賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

ただし、賃貸借の契約期間が二年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。

イ、その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）については、添付又は提示を求めないこととする。

②について

ア、都市計画法の照会については、現行どおり各都道府県等の開発部局と密接な連絡調整等を図り事務処理にあたることとする。

イ、都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）については、当該法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めるこことする。

④について

ア、営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所として適切なものであることを確認することとする。

イ、申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めるここと。

(2) 最低車両台数

①について

共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 車庫

②について

共同使用に係る事業用自動車については使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

③について

ア、事業用自動車を適切に収容することができる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。

イ、申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は、事後的に、事業用自動車を適切に収容することができる写真の提出を求めること。

④について

(1) ①と同じ。

⑤について

(1) ②と同じ。

(5) 休憩・睡眠施設

②について

ア、休憩・睡眠施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。

イ、申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。

③について

(1) ①と同じ。

④について

(1) ②と同じ。

(6) 運行管理体制

運行管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。

④について

車両数について特例を認める靈きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要

の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業の営業所については、事業者（常勤の役員等）が運行管理を確実に行う体制を有することとする。

(7) 点検及び整備体制

点検及び整備の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。

①について

グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

②について

整備管理者が選任されていない営業所については、事業者が整備管理を確実に行なうよう指導すること。

(8) 資金計画

①について

資金計画については、別添様式2を例とするものとする。

②について

ア、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。

イ、預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示又は）写しの提出をもって確認するものとする。

ウ、預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

エ、その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

(9) 法令遵守

③について

ア、申請日前6ヶ月（悪質な違反については1年間）の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ、業務を執行する役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする

ウ、悪質な違反とは次のとおりとする。

　a、違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。

　b、飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。

　c、事業の停止処分の場合。

④について

ア、新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自ら

の安全輸送に対する意識を高めるため、指導講習会実施要領により、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

イ、運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導を運輸支局と地方実施機関の密接な連携により実施するものとする。

なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものとする。

#### (10) 損害賠償能力

##### ①について

ア、任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。

イ、加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が200万円以上であるものとする。

##### ②について

積載危険物等の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があることとする。

### 2 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

#### (3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和32年政令第320号）第4条及び第6条第1項の基準に準じて審査することとする。

#### (4) 運行系統及び運行回数

##### ②について

取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式3を例とすることとする。

### 3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

#### (3) 保管施設について

保管施設の位置、面積、構造及び付属設備について記載することとする。

### 4 特定貨物自動車運送事業の許可

#### (1) 特定の運送需要者

①について

運送需要者の輸送量（自家貨物を除く）等についての概要を記載することとする。

## 5 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

(7) 法令遵守

①について

ア、事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号。以下「局長通達」という。）4(2)③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。  
イ、ホにより確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする

## 6 その他

(1) 許可に付す条件

①について

靈きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る。（貨物自動車利用運送を除く。）」）、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

(3)について

別途定める様式は、以下のとおりとする。

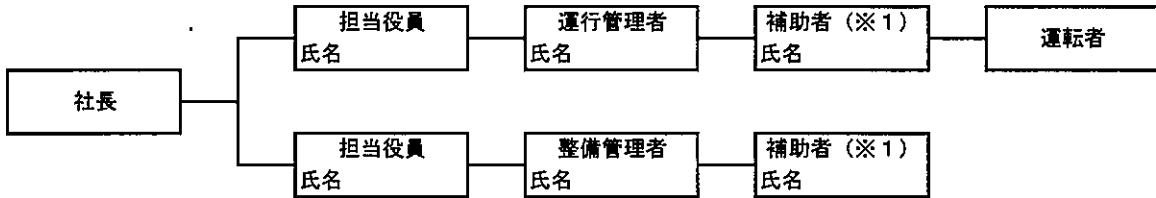
①については、様式4を例とし、これにより報告を行うものとする。

②については、様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うものとする。

様式 1

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名 :	
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定) ・ 勤務時間 ( 時 分 ~ 時 分 ) ・ 休日 ( 日 / 月 )	(※3)
運行管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)	(※5)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)	(※5)
整備管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)	
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)	
その他従業員	人		

(※1) 補助者を選任するときは記載する。 (※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。 (※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。 (※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。 (※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

○ アルコール検知器の配備計画

設置型 : \_\_\_\_\_ 台

携帯型 : \_\_\_\_\_ 台

○ 日常点検計画

日常点検場所 : \_\_\_\_\_

日常点検の実施者 : \_\_\_\_\_

○ 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)

km : \_\_\_\_\_

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法 : \_\_\_\_\_

□ 点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入) -----

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分

移動手段 : \_\_\_\_\_  
所要時分 : \_\_\_\_\_ 分

- ・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間

出庫時 ( 時から 時まで )  
帰庫時 ( 時から 時まで )

□ 点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入) -----

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段 : \_\_\_\_\_  
所要時分 : \_\_\_\_\_ 分

## 2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

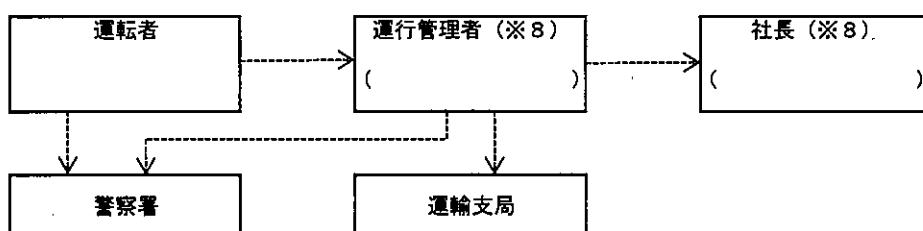
### ○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）：箇月以内） 無
- 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無  
 有 該当なし

### ○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）：箇月以内） 無
- 積載量確認方法  
 計量器による 運送依頼票による

### ○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号)

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) ( ) 内に連絡先の電話番号を記載する。

### ○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 : \_\_\_\_\_ (役職等 : \_\_\_\_\_)

苦情処理担当者 氏名 : \_\_\_\_\_ (役職等 : \_\_\_\_\_)

### ○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準靈きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : \_\_\_\_\_人

確保予定人員 : \_\_\_\_\_人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無  有・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当り の拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当り の乗務日数	運転時間			連続運転	休息期間 勤務と勤務の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当たり			
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

## 様式2

## 事業開始に要する資金及び調達方法

## 1. 事業開始に要する資金

項目	金額	明細
人件費		
役員報酬	月額	円×6ヶ月分
給与		
運転者	人×月額	円×6ヶ月分
運行管理者	人×月額	円×6ヶ月分
整備管理者	人×月額	円×6ヶ月分
事務員	人×月額	円×6ヶ月分
その他	人×月額	円×6ヶ月分
手当		
運転者	人×月額	円×6ヶ月分
運行管理者	人×月額	円×6ヶ月分
整備管理者	人×月額	円×6ヶ月分
事務員	人×月額	円×6ヶ月分
その他	人×月額	円×6ヶ月分
賞与	給与月額×1回給与の ヶ月分×支給回数	回×1／2
法定福利費		
健康保険料	(役員報酬+給与+手当) ×事業主負担率 +賞与×事業主負担率	/1000
厚生年金保険料	(役員報酬+給与+手当) ×事業主負担率 +賞与×事業主負担率	/1000
雇用保険料	(給与+手当+賞与) ×事業主負担率	/1000
労災保険料	(給与+手当+賞与) ×事業主負担率	/1000
厚生福利費	給与、手当、賞与の2%を見込む	
燃料費	月間走行キロ × km÷当たり走行キロ 当たり単価	km 円×6ヶ月分
油脂費	燃料費の3%を見込む	
修繕費		
外注修繕費	1両月額	円×6ヶ月分× 両
自家修繕費・部品費	1両月額	円×6ヶ月分× 両
タイヤチューブ費	月間	本使用×1本 円×6ヶ月分
車両費		
購入費	分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格	
リース料	リース料の1年分	
施設購入・使用料		土地、建物の購入費(分割の場合は頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃料の1年分
什器・備品費	取得価格	
施設賦課税	別掲(自動車税、自動車重量税の1年分及び自動車取得税)	
保険料	別掲(自賠責保険、任意保険の1年分)	
登録免許税		
その他の	旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分	
合計	事業開始に要する資金の合計	
自己資金額	2. による自己資金の合計	

## 別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	環境性能割	自賠責保険	任意保険

※ 任意保険の対人賠償額は無制限  
 任意保険の財産賠償額は200万円以上

## 2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項目	申請事業充当額
預貯金額	
その他流動資産 (内現金額)	( )
その他の	
調達資金合計(自己資金額)	

## 様式3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼 働 日 数	月間	日・年間	日
輸 送 品 目			
年 間 輸 送 ト ン 数			
輸 送 区 間			
一 回	走 行 キ ロ		
	実 車 キ ロ		
	空 車 キ ロ		
車 両 の 積 載 量			
車 体 の 形 状			
一 両 当 た り	一日の運行回数		
	一日の輸送トン数		
	年間の走行キロ		
車 両 数			
年 間 の 走 行 キ ロ			
総 輸 送 ト ン 数			
総 走 行 キ ロ			

様式 4

令和 年 月 日

運輸支局長  
殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 令和 年 月 日提出済。  
 整備管理者 令和 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。（靈柩・一般廃棄物・島しょ）  
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運転者 氏名		運転者 氏名		運転者 氏名
1		6		11	
2		7		12	
3		8		13	
4		9		14	
5		10		15	

### 3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	令和 年 月 日	一	一
雇用保険	令和 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	令和 年 月 日		

加入義務なし（　名）

加入義務がない理由

### 4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

#### ※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

#### 添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

様式 5

令和 年 月 日

運輸局長  
殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）  
貨物自動車運送事業は、令和 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入了しました。

社会保険等加入状況

労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあっては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）

など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）

- ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証（車検証）の写
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

運輸局長  
殿

宣誓書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

印

○「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」の細部取扱について（平成 29 年 9 月 1 日付け公示第 39 号）

新（制定）	旧（廃止）
「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」の細部取扱について	「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」の細部取扱について
東自貨第 242 号 令和元年 10 月 10 日	東自貨第 576 号 平成 15 年 3 月 13 日 一部改正 平成 16 年 8 月 5 日 一部改正 平成 19 年 8 月 3 日 一部改正 平成 20 年 4 月 1 日 一部改正 平成 24 年 6 月 26 日 一部改正 平成 25 年 3 月 19 日 一部改正 平成 25 年 11 月 12 日 一部改正 平成 27 年 3 月 17 日
東北運輸局自動車交通部長	東北運輸局自動車交通部長
「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」 (平成 29 年 9 月 1 日付け公示第 39 号)	「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」(平成 15 年 2 月 28 日付け公示第 126 号)
1 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものを除く。)の許可 (1) 営業所 ①について	1 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものを除く。)の許可 (1) 営業所 ①について

<p>ア、自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が<u>二年以上</u>及び 物件表示（位置、面積）のある賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権 原を有するものとする。</p> <p>ただし、賃貸借の契約期間が<u>二年</u>に満たない場合、契約期間満了時に自動的に 更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。</p> <p>イ、その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）につ いては、添付又は提示を求めることとする。</p>	<p>ア、自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が<u>一年以上</u>及び 物件表示（位置、面積）のある賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権 原を有するものとする。</p> <p>ただし、賃貸借の契約期間が<u>一年</u>に満たない場合、契約期間満了時に自動的に 更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。</p> <p>イ、その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）につ いては、添付又は提示を求めることとする。</p>
<p>②について</p> <p>ア、都市計画法の照会については、現行どおり各都道府県等の開発部局と密接な 連絡調整等を図り事務処理にあたることとする。</p>	<p>ア、都市計画法の照会については、現行どおり各都道府県等の開発部局と密接な 連絡調整等を図り事務処理にあたることとする。</p>
<p>イ、都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）については、当該法令に抵 触しない旨の宣誓書の添付を求めるこことする。</p>	<p>イ、都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）については、当該法令に抵 触しない旨の宣誓書の添付を求めるこことする。</p>
<p>④について</p> <p>ア、<u>営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもつ て、営業所として適切なものであることを確認することとする。</u></p> <p>イ、<u>申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事 後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求める こと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 最低車両台数</p>	<p>(2) 最低車両台数</p>
<p>①について</p> <p>共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするも の以外は算入しないものとする。</p>	<p>①について</p> <p>共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするも の以外は算入しないものとする。</p>
<p>②について</p> <p>けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部 分は制限しないものとする。</p>	<p>②について</p> <p>けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部 分は制限しないものとする。</p>
<p>(3) 事業用自動車</p> <p>②について</p> <p>リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約 書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。</p>	<p>(3) 事業用自動車</p> <p>②について</p> <p>リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約 書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。</p>

(4) 車庫

②について

共同使用に係る事業用自動車については使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

③について

ア、事業用自動車を適切に収容することができる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。

イ、申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は、事後的に、事業用自動車を適切に収容することができる写真の提出を求めること。

④について

(1)①と同じ。

⑤について

(1)②と同じ。

(5) 休憩・睡眠施設

②について

ア、休憩・睡眠施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。

イ、申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。

③について

(1)①と同じ。

④について

(1)②と同じ。

(6) 運行管理体制

(4) 車庫

②について

共同使用に係る事業用自動車については使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

(新設)

④について

(1)①と同じ。

⑤について

(1)②と同じ。

(5) 休憩・睡眠施設

(新設)

③について

(1)①と同じ。

④について

(1)②と同じ。

(6) 運行管理体制

<p>運行管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。</p> <p><u>④について</u></p> <p>車両数について特例を認める靈きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業の営業所については、事業者（常勤の役員等）が運行管理を確実に行う体制を有することとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>運行管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。</p> <p><u>④について</u></p> <p>車両数について特例を認める靈きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業の営業所については、事業者（常勤の役員等）が運行管理を確実に行う体制を有することとする。</p>
<p><u>(7) 点検及び整備体制</u></p> <p>点検及び整備の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。</p> <p><u>①について</u></p> <p>グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。</p> <p><u>②について</u></p> <p>整備管理者が選任されていない営業所については、事業者が整備管理を確実に行うよう指導すること。</p>	<p><u>(7) 点検及び整備体制</u></p> <p>点検及び整備の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。</p> <p><u>②について</u></p> <p>グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(8) 資金計画</u></p> <p><u>①について</u></p> <p>資金計画については、別添様式2を例とするものとする。</p> <p><u>②について</u></p> <p>ア、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。</p> <p>イ、預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示</p>	<p><u>(7) 資金計画</u></p> <p><u>①について</u></p> <p>資金計画については、別添様式2を例とするものとする。</p> <p><u>②について</u></p> <p>ア、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めことができることとする。</p> <p>イ、預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示</p>

又は) 写しの提出をもって確認するものとする。

ウ、預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

エ、その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

#### (9) 法令遵守

##### ③について

ア、申請日前6ヶ月（悪質な違反については1年間）の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ、業務を執行する役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。

ウ、悪質な違反とは次のとおりとする。

ア、違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。

ブ、飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。

シ、事業の停止処分の場合。

##### ④について

ア、新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、指導講習会実施要領により、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

イ、運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導を運輸支局と地方実施機関の密接な連携により実施するものとする。

なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両

又は) 写しの提出をもって確認するものとする。

ウ、預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

エ、その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

#### (8) 法令遵守

##### ③について

ア、申請日前3ヶ月（悪質な違反については6ヶ月）の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ、業務を執行する常勤の役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。

ウ、悪質な違反とは次のとおりとする。

ア、違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。

ブ、飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。

シ、事業の停止処分の場合。

##### ④について

ア、新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、指導講習会実施要領により、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

イ、運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導を運輸支局と地方実施機関の密接な連携により実施するものとする。

なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両

等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものとする。

#### (10) 損害賠償能力

##### ①について

ア、任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。

イ、加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が200万円以上であるものとする。

##### ②について

積載危険物等の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があることとする。

#### 2~4 (略)

等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものとする。

#### (9) 損害賠償能力

##### ①について

ア、任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。

イ、加入すべき任意保険等は、原則として、被害者一名につき保険金の限度額は無制限とする。

##### ②について

積載危険物等の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があることとする。

#### 2~4 (略)

(新設)

#### 5 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

#### (7) 法令遵守

##### ①について

ア、事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号。以下「局長通達」という。）4(2)③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

イ、ホにより確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。

## 6 その他

### (1) 許可に付す条件

#### ①について

靈きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」(貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る。(貨物自動車利用運送を除く。)」)、「発地及び着地のいずれもが〇〇県(市、町等)の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

#### ③について

別途定める様式は、以下のとおりとする。

①については、様式4を例とし、これにより報告を行うものとする。

②については、様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うものとする。

(削除)

## 5 その他

### (1) 許可に付す条件

#### ①について

靈きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」(貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る。(貨物自動車利用運送を除く。)」)、「発地及び着地のいずれもが〇〇県(市、町等)の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

#### ③について

別途定める様式は、以下のとおりとする。

①については、様式4を例とし、これにより報告を行うものとする。

②については、様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うものとする。

## 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画

### 変更認可申請事案等の処理方針について (平成15年2月28日)

付け公示第127号)

## 1 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

### (1) 事業計画の変更のうち、「東日本大震災の影響により被災した貨物自動車運送事業者の取扱について」(平成23年12月20日付け国自貸第57号)に基づき、申立書を提出している仮営業所等に係る営業所、車庫、休憩・睡眠施設については、以下の規定による。

ア、自己所有の場合は登記事項証明書等、借入の場合は物件表示(位置、面積)のある賃貸借契約書等の添付又は提示をもって、使用権限を有するものとする。

イ、その他の書類（借入の場合の登記事項証明書及び建物所有者の印鑑証明書等）については、添付又は提示を求めないこととする。

ただし書により認可をする際には、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「改正前の処理方針に基づき事業計画の変更認可申請または届出が可能な状況となったときは、速やかにその手続を行うこと。」等の条件を付することとする。

#### (6) 法令遵守

##### ①について

事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

様式1

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等		人	法令試験受験予定者の氏名
運行管理者	人	□確保済み ( ) (※2)	
		□確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)	
		・勤務時間 ( 時 分 ~ 時 分 )	(※3)
		・休日 ( 日 / 月 )	
運行管理補助者 (※1)	人	□確保済み ( ) (※4)	
		□確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)	
整備管理者	人	□確保済み ( ) (※5)	
整備管理補助者 (※1)	人	□確保済み ( ) (※4)	
常時選任運転者	人	□確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)	
その他従業員	人	□確保済み ( ) (※4)	
		□確保予定 (別紙のとおり)	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1項の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

○ アルコール検知器の配備計画  
設置型 : \_\_\_\_\_ 台 携帯型 : \_\_\_\_\_ 台

○ 日常点検計画  
日常点検場所 : \_\_\_\_\_ 日常点検の実施者 : \_\_\_\_\_

○ 営業所と車庫間の距離 (複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)  
km

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法  
連絡方法 : \_\_\_\_\_

□ 点呼実施場所が車庫の場合 (併設されていない場合のみ記入) : \_\_\_\_\_

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分  
移動手段 : \_\_\_\_\_ 所要時分 : \_\_\_\_\_ 分
- ・ 車庫における運行管理者 (補助者) の駐在時間  
出庫時 : \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで  
帰庫時 : \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで

□ 点呼実施場所が営業所の場合 (併設されていない場合のみ記入) : \_\_\_\_\_

- ・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分  
移動手段 : \_\_\_\_\_ 所要時分 : \_\_\_\_\_ 分

様式1

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等		人	法令試験受験予定者の氏名
運行管理者	人	□確保済み ( ) (※2)	
		□確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)	
		・勤務時間 ( 時 分 ~ 時 分 )	(※3)
		・休日 ( 日 / 月 )	
運行管理補助者 (※1)	人	□確保済み ( ) (※4)	
		□確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)	
整備管理者	人	□確保済み ( ) (※5)	
整備管理補助者 (※1)	人	□確保済み ( ) (※4)	
常時選任運転者	人	□確保予定 (別紙のとおり)	
その他従業員	人	□確保済み ( ) (※4)	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合には合格証番号及び交付年月日を、第3号の場合にはその旨を記載する。

○ アルコール検知器の配備計画  
設置型 : \_\_\_\_\_ 台 携帯型 : \_\_\_\_\_ 台

○ 日常点検計画  
日常点検場所 : \_\_\_\_\_ 日常点検の実施者 : \_\_\_\_\_

○ 営業所と車庫間の距離 (複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)  
km

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法  
連絡方法 : \_\_\_\_\_

□ 点呼実施場所が車庫の場合 (併設されていない場合のみ記入) : \_\_\_\_\_

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分  
移動手段 : \_\_\_\_\_ 所要時分 : \_\_\_\_\_ 分

## 2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

### ○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
  有（実施時期（※7）：  
箇月以内）  無

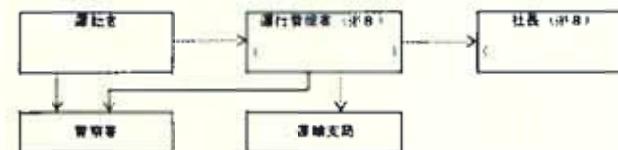
- 特定の運転者（事故危険、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
  有  該当無し

### ○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
  有（実施時期（※7）：  
箇月以内）  無

- 積載量確認方法
  専用機による  運送依頼票による

### ○ 事故処理連絡体制



(※6) 物質自動車運送事業輸送安全規則第10条、「物質自動車運送事業者が事業用自動車の運送者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第13-65号)

(※7) 斎賀作成、事業承継区写又は販賣所の新設区写等を受けた日から就業の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) ( ) 内に講師名の電話番号を記載する。

### ○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 \_\_\_\_\_ (役職等 \_\_\_\_\_)  
苦情処理担当者 氏名 \_\_\_\_\_ (役職等 \_\_\_\_\_)

### ○ 適用する運送約款

- 小運輸者告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- 便運輸者告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- 及国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準運送きう運送約款を適用する。
- 以上記以外の運送約款を適用する。

### ○ 事故における運行管理者（輔助者）の駐在時間

出発時： 時から 時まで  
帰着時： 時から 時まで

- 運転実施場所が営業所の場合（専任設されていない場合のみ記入）

運転者の営業所と車両間の主な移動手段及び所要時間  
移動手段 所要時間 分

## 2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

### ○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
  有（実施時期（※7）：  
箇月以内）  無

- 特定の運転者（事故危険、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
  有  該当無し

### ○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
  有（実施時期（※7）：  
箇月以内）  無

- 積載量確認方法
  専用機による  運送依頼票による

### ○ 事故処理連絡体制



(※6) 物質自動車運送事業輸送安全規則第10条、「物質自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第13-65号)

(※7) 斎賀作成、事業承継区写又は販賣所の新設区写等を受けた日から就業の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) ( ) 内に運送先の電話番号を記載する。

### ○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 \_\_\_\_\_ (役職等 \_\_\_\_\_)

苦情処理担当者 氏名 \_\_\_\_\_ (役職等 \_\_\_\_\_)

### ○ 適用する運送約款

- 小運輸者告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- 小運輸者告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- 及国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準運送きう運送約款を適用する。
- 以上記以外の運送約款を適用する。

(別紙) (略)

(別紙) (略)

## 様式2

## 事業開始に要する資金及び調達方法

## 1. 事業開始に要する資金

項目	金額	明細
人件費		
役員報酬	月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
給与		
運転者	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
事務員	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
その他	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
手当		
運転手	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
事務員	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
その他	人×月額 円× <u>5</u> ヶ月分	
賞与	給与月額×1回始与のヶ月分×支給回数 回×1/ <u>2</u>	
法定福利費		
健康保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 / 1000 +賃与×事業主負担率 / 1000	
厚生年金保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 / 1000 +賃与×事業主負担率 / 1000	
雇用保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 / 1000	
労災保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 / 1000	
厚生福利費	給与、手当、賞与の2%を見込む	
燃料費	月間走行キロ km÷ <u>5</u> 当たり走行キロ km × <u>5</u> 当たり単価 円× <u>5</u> ヶ月分	
油脂費	燃料費の3%を見込む	
修繕費		
外注修繕費	1箇月額 円× <u>5</u> ヶ月分× <u>2</u>	
自家修繕費・部品費	1箇月額 円× <u>5</u> ヶ月分× <u>2</u>	
タイヤチューブ費	月額 本使用×1本 円× <u>5</u> ヶ月分	
車両費		
購入費	分割の場合頭金及び <u>1年</u> 分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格	
リース料	リース料の <u>1年</u> 分	
施設購入・使用料	土地、建物の購入費(分割の場合は頭金及び <u>1年</u> 分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃貸料の <u>1年</u> 分	
什器・備品費	取得価格	
施設賦課税	別掲(自動車税、自動車重量税の <u>1年</u> 分及び <u>固定性税割</u> )	
保険料	別掲(自動車保険、任意保険の <u>1年</u> 分)	
登録免許税		
その他の	旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の <u>2ヶ月</u> 分	
合計	事業開始に要する資金の合計	
自己資金額	2. による自己資金の合計	

## 様式例2

## 事業開始に要する資金及び調達方法

## 1. 事業開始に要する資金

項目	金額	明細
人件費		
役員報酬	月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
給与		
運転手	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
事務員	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
その他	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
手当		
運転手	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
事務員	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
その他	人×月額 円× <u>2</u> ヶ月分	
賞与	給与月額×1回始与のヶ月分×支給回数 回×1/ <u>6</u>	
法定福利費		
健康保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 / 1000 +賃与×事業主負担率 / 1000	
厚生年金保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 / 1000 +賃与×事業主負担率 / 1000	
雇用保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 / 1000	
労災保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 / 1000	
厚生福利費	給与、手当、賞与の2%を見込む	
燃料費	月間走行キロ km÷ <u>5</u> 当たり走行キロ km× <u>2</u> ヶ月分	
油脂費	燃料費3%を見込む	
修繕費		
外注修繕費	1箇月額 円× <u>2</u> ヶ月分× <u>2</u>	
自家修繕費・部品費	1箇月額 円× <u>2</u> ヶ月分× <u>2</u>	
タイヤチューブ費	月間 本使用×1本 円× <u>2</u> ヶ月分	
車両費		
購入費	分割の場合頭金及び <u>6ヶ月</u> 分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格	
リース料	リース料の <u>6ヶ月</u> 分	
施設購入・使用料	土地、建物の購入費(分割の場合頭金及び <u>6ヶ月</u> 分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃借料の <u>6ヶ月</u> 分	

## 別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両総重量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	環境性能税	自賠責保険	任意保険

(注) 任意保険の付入額は賃貸借  
任意保険の賃貸借額は200万円以上

## 2. 資金の調達方法及び調達資金の明細

項目	申請車両充当額
預貯金額	
その他流動資産 (内現金額)	
その他の	
調達資金合計(自己資金額)	

什器・機品費	取得価格
施設賦課税	別掲(自動車税及び自動車重量税の1年分、 <b>自賠責保険</b> )
保険料	別掲(自賠責保険、任意保険の1年分)
登録免許税	
その他の	旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運輸費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合計	事業開始に要する資金の合計
自己資金額	2.による自己資金の合計

## 別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両総重量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	自賛税	自賠責保険	任意保険

## 2. 資金の調達方法及び調達資金の明細

項目	申請車両充当額
預貯金額	
その他流動資産 (内現金額)	
その他の	
調達資金合計(自己資金額)	

様式3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数	月間	日・年間	日
輸送品目			
年間輸送トン数			
輸送区間			
走行キロ			
一回実車キロ			
空車キロ			
車両の積載量			
車体の形状			
一日の運行回数			
一日の輸送トン数			
年間の走行キロ			
車両数			
年間の走行キロ			
総輸送トン数			
総走行キロ			

様式3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数	月間	日・年間	日
輸送品目			
年間輸送トン数			
輸送区間			
走行キロ			
実車キロ			
空車キロ			
車両の積載量			
車体の形状			
一日の運行回数			
一日の輸送トン数			
年間の走行キロ			
車両数			
年間の走行キロ			
総輸送トン数			
総走行キロ			

様式4

令和 年 月 日

運輸支局長  
殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般(特定)貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が整いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 令和 年 月 日提出済。  
 整備管理者 令和 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。(雪塔・一般廃棄物・島しょ)  
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運転者 氏名	運転者 氏名	運転者 氏名
1	6	11	
2	7	12	
3	8	13	
4	9	14	
5	10	15	

様式例4

平成 年 月 日

運輸支局長  
殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般(特定)貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が整いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 平成 年 月 日提出済。  
 整備管理者 平成 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。(雪塔・一般廃棄物・島しょ)  
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運転者 氏名	運転者 氏名	運転者 氏名
1	6	11	
2	7	12	
3	8	13	
4	9	14	
5	10	15	

### 3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	令和 年 月 日	一	一
雇用保険	令和 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	令和 年 月 日		

加入義務なし（　　名）  
加入義務がない理由

### 4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定期間を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）。（健康保険・厚生年金保険）新規通用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

### 3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	平成 年 月 日	一	一
雇用保険	平成 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	平成 年 月 日		

加入義務なし（　　名）

加入義務がない理由

### 4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定期間を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）。（健康保険・厚生年金保険）新規通用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・新設

様式5

令和 年 月 日

運輸局長  
殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般(特定)貨物自動車運送事業は、令和 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険(任意保険)の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

労働保険(労災、雇用)、社会保険(健康保険、厚生年金)とも加入済み

添付書類

- 法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあっては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届(写)。(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)

様式5

平成 年 月 日

運輸局長  
殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般(特定)貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険(任意保険)の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

労働保険(労災、雇用)、社会保険(健康保険、厚生年金)とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあっては登記事項証明書
  - ・労働保険／保険関係成立届(写)。(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)
  - など社会保険等に加入した員数がわかるもの。(※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。)
  - ・一般自動車損害保険(任意保険)の保険証の写等保険内容の確認できる書面
  - ・自動車検査証(車検証)の写
- (新規)

など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）

- ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証（車検証）の写
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

運輸局長  
殿

宣誓書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

印

運輸局長  
殿

宣誓書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

印



## お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、  
令和元年11月1日から、事業用自動車の増車や事業規模の拡大  
となる変更を行う場合については、一定の項目について宣誓書の  
添付が必要となります。

### （1）事業用自動車の増車を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例2）

- ・密接関係者が貨物自動車運送事業の「許可の取消処分」を受けて5年を経過しない者でないこと
- ・申請に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上でないこと
- ・申請に係る営業所における申請日前1年間の巡回指導による評価が「E」でないこと
- ・公示基準に定める一定規模以上の増車に該当しないこと

※上記項目のうち一つでも当てはまらない場合は、届出ではなく認可申請となります。

### （2）事業規模の拡大となる変更を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例3）

- ・一定の期間において、申請地を管轄する運輸局長又は運輸支局長より行政処分を受けていないこと
- ・一定の期間において、申請に係る営業所における巡回指導による評価が「E」でないこと  
(※全ての指摘事項について改善報告を行っている場合は除く)
- ・申請に係る営業所において、自らの責による重大事故を発生させていないこと
- ・申請に係る営業所が所在する運輸支局管内の全ての営業所に配置する事業用自動車について、車検証の有効期限切れがないこと
- ・事業報告書、実績報告書や運賃料金届出に関して届出・報告義務違反がないこと
- ・運賃と料金の範囲が明確に定められた約款を使用していること

詳しくは運輸支局担当者までお問い合わせください。

○○運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。  はい  いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。  はい  いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。  はい  いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときは除く。)  はい  いいえ

## 項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100
			0	
			0	
			0	
			0	

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

○○運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) 名 称 \_\_\_\_\_ 印  
代 表 者 \_\_\_\_\_(役員) 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
氏 名 \_\_\_\_\_(役員) 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
氏 名 \_\_\_\_\_(役員) 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
氏 名 \_\_\_\_\_

○○運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日 住 所 \_\_\_\_\_ 印  
氏 名 \_\_\_\_\_